

令和3年度後期高齢者医療保険料の算出方法が決定しました

問い合わせ

国保年金課公費医療係 (☎内線315・305)

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター☎(651)3111

保険料の算出方法

保険料は、前年中の所得金額と世帯^{※1}の状況をもとに算定します。

※1 4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準。

■個人ごとの保険料の計算方法

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 〔総所得金額等 ^{※2} －基礎控除額 ^{※3} 〕 ×10.77% (所得割率)
-----------------------------	---	-----------------	---	--

※2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額。

※3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

令和3年度の保険料軽減措置

■世帯^{※1}の所得額などに応じて均等割額が軽減されます

これまで特例により緩和されていた7.75割軽減については、令和3年度から本則通りの7割軽減になります。

対象者の所得要件 〔同一世帯 ^{※1} 内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額〕	軽減割合 (均等割額の年額)	
	本則	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	7割	7割 (16,706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	5割	5割 (27,843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	2割	2割 (44,549円)

※4 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

※5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。

■後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料:年額27,843円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。